様式５（第１０条関係）

臨地実習委託契約書

【教育機関名　代表者氏名】（以下「甲」という。）と公立藤岡総合病院　病院長　【病院長氏名】（以下「乙」という。）は、公立藤岡総合病院臨地実習受入実施要綱（以下「実施要綱」という。）第１０条の規定により、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、乙に対して、次に掲げる臨地実習指導業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実習場所 | 公立藤岡総合病院 |
| 実習生 |  |
| 実習期間 |  |
| 実習の実日数 |  |

（臨地実習指導）

第２条　乙は、甲と緊密な連絡を保ちつつ、実施要綱に従い臨地実習指導を行うものとする。

（委託料）

第３条　甲は、臨地実習に要する経費として、１人１日当たり金【金額】円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

２　甲は、乙からの請求がなくとも実習が終了した翌月末日（休日に当たるときは、その前日に繰り上げる）までに委託料を支払わなければならない。

（損害賠償及び負傷等の処理）

第４条　実習中の学生が、故意又は過失により乙の施設及び備品又は患者に対して損害を与えた場合、乙は甲と協議のうえ損害賠償を求めるものとする。

２　実習中の学生が実習中に負傷し又は疾病に罹った時は、甲の責任において速やかに処理するものとする。ただし、その負傷又は疾病が乙の責任に帰することが明らかな場合は、乙の責任において処理するものとする。

（その他）

第５条　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

２　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　【教育機関住所】

　　【教育機関名】

　　【代表者氏名】　　　　　　　　　　㊞

　乙　群馬県藤岡市中栗須８１３番地１

　　　　　 公立藤岡総合病院

　　　　　　　　　　　　　病院長　　　　　　　　　　　　　　㊞